

2019年5月16日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 タ カ ラ レ ー ベ ン  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 島 田 和 一  
(コード番号 8897 東証第一部)  
問 合 せ 先 社 長 室 長 鈴 木 健 介  
(TEL 03-6551-2130)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月26日開催予定の第47期定時株主総会に、下記のとおり、定款一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) コーポレート・ガバナンスの充実を機動的に行えるよう、会社法上の制度ではない役付取締役の改廃は取締役会で行うこととし、現行定款第22条第2項の役付取締役に関する規定を削除するものであります。
- (2) 法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役の選任方法を明確にするための規定を新設するとともに、補欠監査役の選任決議における定足数について、監査役と同様の規定を設けるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	2019年6月26日(水)
定款変更の効力発生日	2019年6月26日(水)

以 上

(別紙)

変更内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第1条～第21条 (条文省略)  (代表取締役および役付取締役) 第22条 (条文省略) <u>2. 取締役会は、その決議によって取締役会 長、取締役副会長、取締役社長各1名、取 締役副社長、専務取締役、常務取締役若干 名を定めることができる。</u>	第1条～第21条 (現行どおり)  (代表取締役および役付取締役) 第22条 (現行どおり)  (削 除)
第23条～第30条 (条文省略)  (選任方法) 第31条 (条文省略)  2. 監査役の選任決議は、議決権を行使する ことができる株主の議決権の3分の1以上 を有する株主が出席し、その議決権の過半 数をもっておこなう。  (新 設)    (新 設)	第23条～第30条 (現行どおり)  (選任方法) 第31条 (現行どおり)  2. (現行どおり)  <u>3. 当社は、会社法第329条第3項の規定に 基づき、法令に定める監査役の員数を欠く こととなる場合に備えて、株主総会におい て補欠監査役を選任することができる。</u> <u>4. 補欠監査役の選任決議の定足数は、第2 項の規定を準用する。</u>
第32条～第47条 (条文省略)	第32条～第47条 (現行どおり)

以 上